

厚生労働省北海道労働局発表
令和 6 年 11 月 11 日

担当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
課長 河合 博文
統括特別司法監督官 大串 尚哉
<電 話> 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1
(内線 3 5 4 2)

報道関係者 各位

外国人技能実習生の実習実施者に対する

令和5年の監督指導結果を公表します

～72.7%で労働基準関係法令違反～

みとみ のりえ

北海道労働局（局長 三富 則江）は、道内の労働基準監督署（支署）が、令和5年に外国人技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。（詳細は別添のとおり）

〔監督指導結果等の概要〕

（1）労働基準関係法令違反の状況

監督指導を実施した実習実施者	395事業場
法令違反が認められた実習実施者	287事業場(72.7%)

（2）主な法令違反の状況

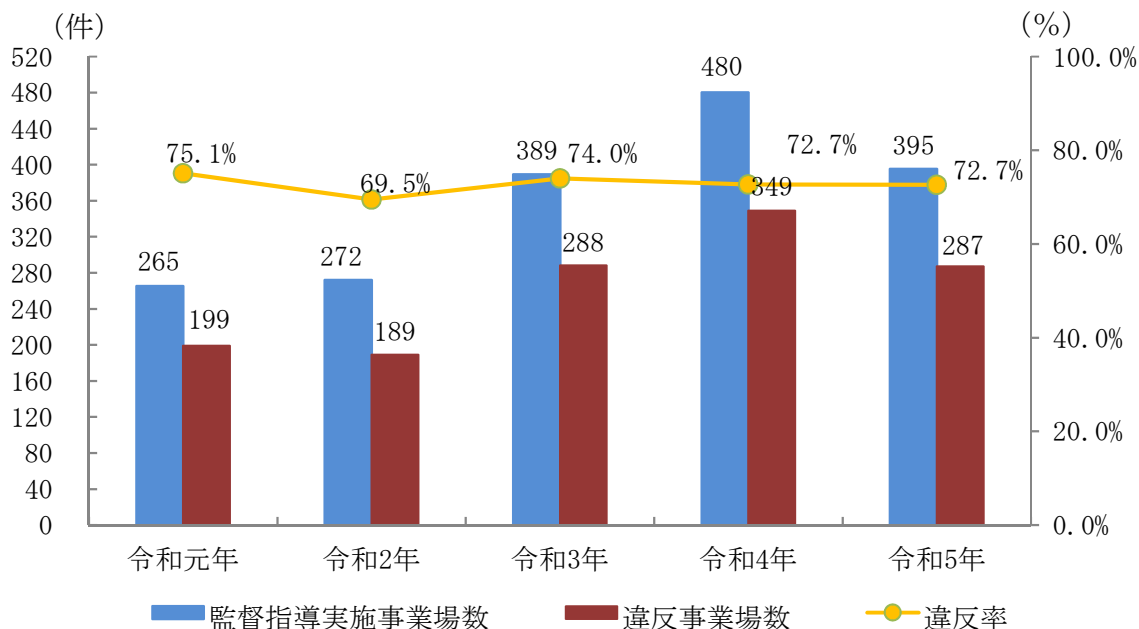
- | | |
|---|---------|
| ① 安全基準（安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど） | (27.6%) |
| ② 割増賃金の支払
（時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど） | (15.2%) |
| ③ 労働時間（36協定の協定時間を超える時間外労働をさせたなど） | (13.2%) |

（3）今後の取組

北海道労働局及び道内の労働基準監督署（支署）は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働相談など各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対しては監督指導を行う等、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいきます。

- (1) 令和5年に、道内の労働基準監督署は、実習実施者に対して395件の監督指導を実施し、その72.7%に当たる287件で労働基準関係法令違反が認められました（全国状況については後記3参照）。

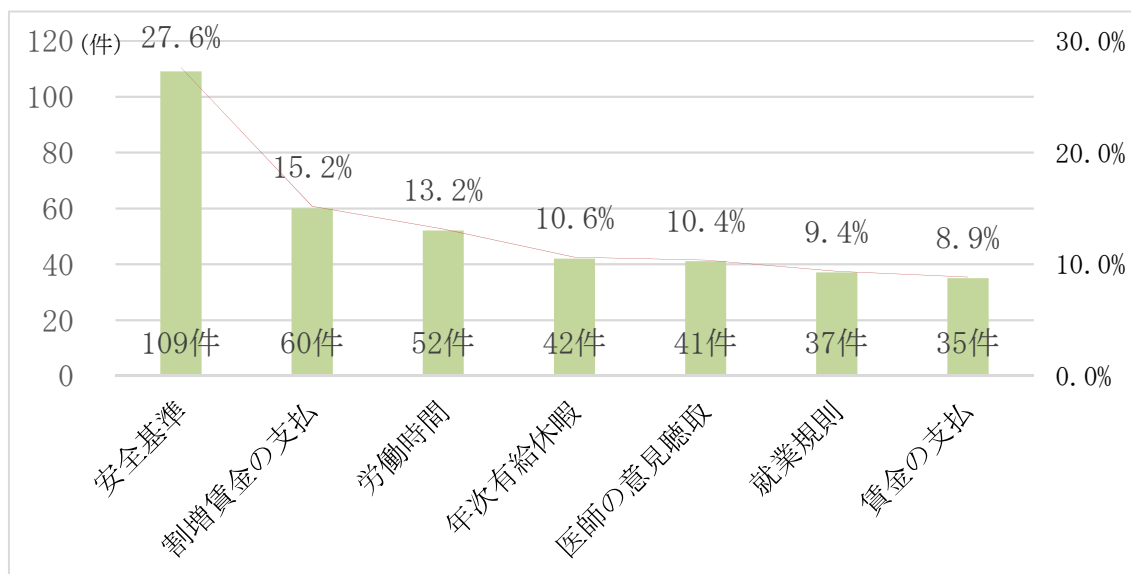
図1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数



〈注〉違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

- (2) 主な違反内容は、①安全基準 109 件（27.6%；安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど）、②割増賃金の支払 60 件（15.2%；時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど）、③労働時間 52 件（13.2%；適正な 36 協定なく、時間外労働をさせている。36 協定の上限を超えて時間外労働をさせているなど）の順でした。

図2 監督指導における主な違反事項及び違反事業場数



〈注〉違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しません。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、次のようなものがありました。

事例 1 過重労働の情報を契機に監督指導を実施し、長時間労働の削減等について指導

【概要】

旅館業を行う事業場において、長時間労働が疑われたことから、立入調査を実施したところ、時間外労働時間数が事業場における時間外労働時間数の上限等を定める労使協定である 36 協定の限度時間を超え、かつ、月平均で 80 時間超の時間外・休日労働が行われていた実態が認められた。

【主な指導内容】

36 協定の限度時間を超えるが時間外労働を行わせたこと等について是正勧告した。

また、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について指導した。

《指導事項》 労働基準法第 32 条第 1 項、第 2 項 (労働時間)
労働基準法第 36 条第 6 項 (月平均の時間外労働時間 80 時間超)
長時間労働の削減

【指導の結果】

○労働者の採用、休館日を設定するなどの対策により、労働時間の短縮を図ることで長時間労働の削減を行った。

事例 2 賃金不払残業の情報を契機に監督指導を実施し、時間外労働割増賃金の支払い等について指導

【概要】

建設業を営む事業場において、時間外労働割増賃金の一部が不払となっている旨の情報が寄せられたため、立入調査を実施したところ、時間外労働時間の算定時間数の不足、1 時間当たりの賃金額の誤りにより、時間外割増賃金の不足が認められた。

【主な指導内容】

時間外労働時間の切捨てによる賃金の一部不払い等について是正勧告した。

《指導事項》 労働基準法第 37 条第 1 項 (時間外割増賃金)

【指導の結果】

○法令に基づく正しい時間額により、勤務記録に基づく時間外労働時間数をもとに再計算し、不足していた時間外労働割増賃金を遡って支払った。

2 労働基準監督機関と出入国在留管理機関等との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国在留管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報しています
- (2) 令和5年に、北海道内の労働基準監督機関から出入国在留管理機関等へ通報^{*1}した件数は36件、出入国在留管理機関等から労働基準監督機関へ通報^{*2}された件数は32件でした。

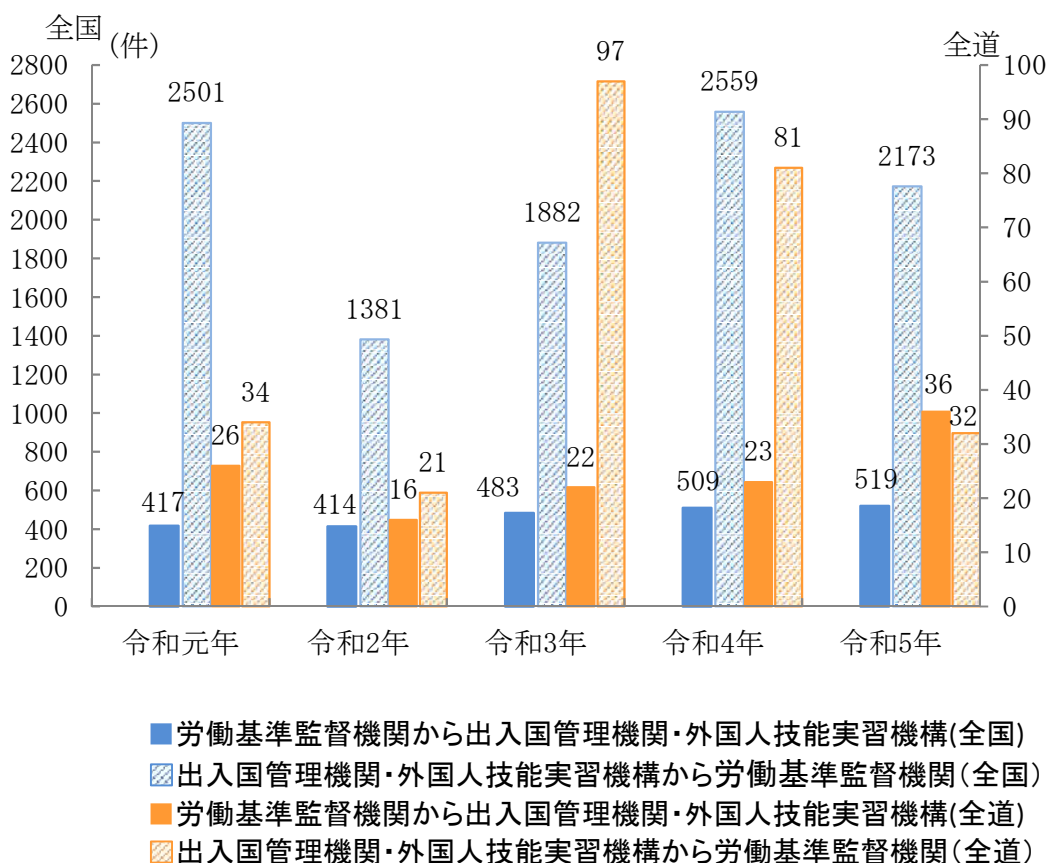
※1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国在留管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

図3 労働基準監督機関と出入国管理機関・外国人技能実習機構との相互通報件数



- (3) 労働基準監督機関が、出入国在留管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導を実施しています。

3 技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導結果
令和5年1月～令和5年12月（2023年1月～12月）

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	10,378 件	395 件
違反事業場数	7,602 件	287 件
(違反率)	(73.3%)	(72.7%)

主な違反内容	違反事業場数			
	全国		北海道	
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	670	(6.5%)	22	(5.6%)
賃金の支払 (労働基準法第24条)	930	(9.0%)	35	(8.9%)
労働時間 (労働基準法第32条・第40条)	1,527	(14.7%)	52	(13.2%)
割増賃金の支払 (労働基準法第37条)	1,709	(16.5%)	60	(15.2%)
年次有給休暇 (労働基準法第39条)	1,303	(12.6%)	42	(10.6%)
就業規則 (労働基準法第89条)	937	(9.0%)	37	(9.4%)
賃金台帳 (労働基準法第108条)	570	(5.5%)	20	(5.1%)
安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	2,447	(23.6%)	109	(27.6%)
衛生基準 (労働安全衛生法第20～25条)	864	(8.3%)	18	(4.6%)
健康診断 (労働安全衛生法第66条)	1,023	(9.9%)	16	(4.1%)
健康診断結果についての医師等からの 意見聴取 (労働安全衛生法第66条の4)	1,685	(16.2%)	41	(10.4%)
時間把握 (労働安全衛生法第66条の8の3)	485	(4.7%)	21	(5.3%)

外国人労働者向け相談ダイヤルの御案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語のほか、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは180秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後 3 時 (正午～午後1時は除く)	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語	月～金		0570-001-705
ベトナム語	月～金		0570-001-706
ミャンマー語	月		0570-001-707
ネパール語	火、水、木		0570-001-708
韓国語	木、金		0570-001-709
タイ語	水		0570-001-712
インドネシア語			0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)			0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

労働条件相談ほっとラインの御案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからでも御利用いただけます。

「労働条件相談ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語や中国語のほか、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	○平日（月～金） 午後 5 時～午後10時 ○土日・祝日 午前 9 時～午後 9 時	0120－811－610
英語			0120－531－401
中国語			0120－531－402
ポルトガル語			0120－531－403
スペイン語	火、木～土		0120－531－404
タガログ語	火、水、土		0120－531－405
ベトナム語	水、金、土		0120－531－406
ミャンマー語	水、日		0120－531－407
ネパール語			0120－531－408
韓国語	木、日		0120－613－801
タイ語			0120－613－802
インドネシア語			0120－613－803
カンボジア語 (クメール語)	月、土		0120－613－804
モンゴル語			0120－613－805

○北海道労働局管内 外国人労働者相談コーナー

局名	場所	相談曜日	相談時間	所在地	連絡先
北海道局	監督課	ベトナム語…月	ベトナム語…9：00～16：30	札幌市北区北8条西2－1－1 札幌第1合同庁舎	011-790-8784
	函館署	中国語…火	中国語…9：00～16：30	函館市新川町25－18 函館地方合同庁舎	0138-26-3210
	釧路署	英語・タガログ語…金	英語・タガログ語…9：00～16：30	釧路市柏木町2－12	0154-42-9716